

# 第二期島本町環境基本計画策定業務仕様書

本仕様書は、島本町（以下「本町」という。）が行う「第二期島本町環境基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）の受注者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである

## 1. 業務名称

第二期島本町環境基本計画策定業務

## 2. 業務委託期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日

## 3. 計画期間

令和 7 年度～令和 16 年度

## 4. 目的

本町では、「環境基本法」に基づき、平成 26 年 8 月に策定した「島本町環境基本計画」が令和 6 年度末に期間満了を迎えることから、次期計画として、「第二期島本町環境基本計画（以下「本計画」という。）」の策定を令和 6 年度に行うものである。

## 5. 業務内容

### (1) 基礎調査の実施

本町の関連計画や国府の法令・動向、本町の自然的・社会的・経済的条件など、本計画の目標設定や施策立案のために必要となる基礎情報を整理する。

なお、自然的条件については、本町が令和 5 年度、令和 6 年度に別途実施している自然環境調査の結果を反映させる。（※調査結果については、令和 6 年 8 月頃に取りまとめが完了する予定。）

### (2) 現計画の進捗状況確認

現計画における進捗状況の分析・評価を行い、課題を抽出すること。

### (3) アンケート調査

環境に関する認識、意向等を把握するため、住民や事業者を対象にアンケート調査を行う。

※アンケート対象者の抽出は本町が行う。

※アンケート調査に係る諸費用、郵送料は受注者負担とする。

住 民：無作為抽出した住民 3,000 人規模で調査

郵送による配布・回収及び WEB でのアンケート調査実施

事業所：業種・規模別に概ね 100 事業所程度で調査

郵送による配布・回収及び WEB でのアンケート調査実施

児童等：小学 5 年生（300 人程度）、中学 2 年生全員（300 人程度）

配布・回収及び WEB でのアンケート調査実施

また、本業務を行うにあたって住民の意見を反映する場としてワークショップ等の住民の意見を反映する手法を提案・実施すること。（参加者は無作為抽出で選出し、

- 3回程度を想定。企画、運営のコーディネート、意見等の取りまとめなど)。
- (4) 各会議の運営補助（資料の作成、会議での説明等）  
本計画の策定過程において段階的に実施する、庁内会議等への出席及びその運営補助を行う。また、会議の記録を作成する。
- (5) 本計画素案の作成
- ア 基本的事項の見直し  
環境を取り巻く最近の動向等を参考にし、本計画策定にあたってあらかじめ明らかにすべき、下記に示す本計画の基本的事項を検討、整理する。
- ① 計画策定の背景や目的
  - ② 各種行政計画・法令などに対する本計画の位置づけ
  - ③ 本計画に期待される役割
  - ④ 計画目標年度や期間
  - ⑤ 対象とする環境の範囲
- イ 望ましい環境像、環境目標の見直し  
社会情勢や本町の特性を踏まえ、望ましい環境像について検討し、環境像を実現するための基本目標の設定を支援する。
- ウ 重点施策の見直し  
望ましい環境像や環境目標を実現するための施策及びその体系を検討する。
- エ 計画の推進体制の検討  
計画を具体的に推進するための体制の整備と、関係団体との連携、実施状況の進行管理等について検討する。
- (6) 計画書案の作成  
前項までの結果をとりまとめ、計画書素案及び概要版を作成する。作成された計画書素案に基づき、本町がパブリックコメントを実施する。その回答支援及び結果整理を行い、パブリックコメントを反映した計画書と概要版の最終案を作成する。

## 6. 成果物

- (1) 提出部数：下記のとおり
- ① 業務報告書：2部
  - ② 第二期島本町環境基本計画：50部  
A4判印刷製本、フルカラー
  - ③ 第二期島本町環境基本計画 概要版：50部  
A3判印刷（両面）、フルカラー
  - ④ 成果物に関する電子データ：光学メディア（2セット）  
電子データについては、ワード、エクセル形式及びPDF形式のもので、島本町ホームページ掲載用として分割したものを含む。
- (2) 成果物の作成にあたっては、島本町デザイン計画を参考にすること。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。
- (4) 成果物に含まれる本町または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は個々の著作権者等に帰属するものとする。  
また、受注者は、本業務中の成果物に関する中間成果物を本町の承諾なくして貸与、公表してはならない。

- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約物に係る一切の責任を負うものとする。

## 7. その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本町と受注者が綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後または契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部または一部を本町の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行にあたり必要になる資料については、その都度本町から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は契約期間終了後にすべて返却する。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切本町に帰属するものとする。ただし、受注者は、本町の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (7) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに本町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

## 8. その他

本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、両者が別途協議のうえ決定するものとする。